

# 答 申

## 審査会の結論

北九州市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書を不開示とした情報のうち、別表に記載する部分は開示すべきである。その他の部分を不開示とした処分は妥当である。

## 理 由

### 第 1 審査請求に至る経緯

1 審査請求人は、平成 22 年 4 月 5 日、北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、処分庁に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「平成 16 年 6 月 28 日ごろ、市教委から『管理能力の向上について』との、7 月から 12 月までの 6 ヶ月間業務命令を受けた教頭がいる。そして、平成 17 年 3 月 11 日の判定委員会に付議され、分限処分降任の答申を受け、措置されたという。

- 1 .そこで、この者を判定委員会に付議することを起案した起案文書及びそれに添付されていたすべての文書の開示を求める。
- 2 .また、このものを北九州市教育委員会懲戒検討委員会に付議することを起案した起案文書及びそれに添付したすべての文書の開示を求める。」

2 処分庁は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、平成 22 年 4 月 19 日付け北九教学教第 99 号で、行政文書の一部について開示を行わない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知し、審査請求人は、行政文書一部開示決定通知書を平成 22 年 4 月 27 日に受領した。

3 審査請求人は、平成 22 年 6 月 15 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により、北九州市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して審査請求を行った。

### 第 2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び審査会における口頭意見陳述で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

(1) 審査請求人が開示請求したのは、教育委員会が平成 17 年 3 月 11 日開催の「教員の指導力不足判定委員会」(以下「判定委員会」という。)に同 16 年 6 月、管理能力向上について(命令)との職務命令を受けた教頭の案件を付議し、分限処分降任の措置を答申した事実を示す行政文書である。

教頭とは、審査請求人のことである。現在ならば、開示請求をした文書は、保有個人情報保護条例の開示対象であるが、平成 16 年度は、旧保有個人情報保護条例が適用されるため、個人情報の開示請求ができなかったため、行政文書の開示請求という形を取らざるを得なかった。

(2) 処分庁が開示した行政文書は、下記の 4 点であるが、これでは、降任処分を受けた教頭が判定委員会に付議されたかどうかは確認できない。

ア 「平成 16 年度教員の指導力判定委員会への付議について」の起案文書

イ 起案文書に添付された「教員の指導力判定委員会出席者」の名簿

ウ 「教員の指導力判定委員会」次第

エ 教員の指導力判定委員会要綱

(3) 条例第 7 条第 1 号該当性について

ア 審査請求人は、同様の開示請求を平成 19 年 4 月 5 日に行った。すると、処分庁は、平成 19 年 4 月 19 日付で「教員の指導力判定委員会」とのタイトルの文書を開示した。その文書には、「研修・指導観察後の状況及び措置案」欄があった。氏名、学校等の個人情報は黒塗りされていたが、校長・教頭などが勧奨退職・分限降任等の措置を受けた事実が記載されていた。

しかし、本件処分の文書には、「研修・指導観察後の状況及び措置案」が個人情報の保護及び人事管理上の理由で添付されていない。

また、平成 17 年 3 月 11 日に開催された判定委員会に付議された者は、管理能力特別研修の管理職だけではなく、指導力不足教員も付議されており、全ての者についての開示がなされていない。

これらの事実からも、今回の一部開示の理由が虚偽であるといえる。

イ 不開示理由として条例第 7 条第 1 号の個人情報を理由としているが、本件

分限処分については、当時の教育長が平成 17 年 9 月議会で答弁しており、周知の事実であるので、個人情報であるとする不開示理由は存在しない。

ウ 教育委員会は、セクハラ・パワハラ校長（停職 6 カ月）の事案では、被害者の女性教員の年齢までマスコミに発表している。これでは被害者の個人情報は守られていない。

この事実からしても、教育委員会の審査請求人に対する一部開示決定の理由は、恣意的で、公平性、透明性を欠くもので、違法である。

エ 個人情報に関連して言えば、個人情報である部分を黒塗りし、その枠組みでも、教頭を判定委員会に付したことがわかる形で書類を開示すべきである。

本来、審査請求人が開示を求めた書類は、分限処分という不利益処分を受けた教頭が知る権利を有する個人情報である。

#### （４）条例第 7 条第 6 号について

ア 処分庁は、教頭の氏名等の個人情報を消去した形で、番号、研修指導観察後の状況及び措置、及び措置の考え方などを開示すべきである。開示することによって、プライバシーの侵害及び公正かつ円滑な人事の確保に支障をきたすことはありえない。

イ 審査請求人は、不利益処分である本件分限処分を受けた教頭本人であり、適法に処分がなされたことを知る権利を有しているので、処分庁の主張する「人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」は存在しない。

#### （５）その他

ア 分限処分の起案文書の「取扱上の注意」欄には、平成 17 年 3 月 25 日懲戒等検討委員会付議済の記載はあったが、判定委員会に付議した事実を示す記載は存在しない。したがって、分限降任された教頭に対して、平成 17 年 3 月 11 日に開催の判定委員会にかけ、答申を得たと主張する処分庁の主張は虚偽である。

イ 分限処分の辞令書等に押印されていた「北九州市教育委員会印」の印影が、北九州市教育委員会公印規則及び公印台帳に違反して、寸法他が異なっており、処分庁の主張は信用できない。

### 第3 審査請求に対する処分庁の説明要旨

処分庁が理由説明書及び意見聴取等において説明している内容は、概略次のとおりである。

- 1 本件行政文書「平成16年度教員の指導力判定委員会への付議について」は、「起案文」、「教員の指導力判定委員会出席者」、「要綱」、「教員の指導力判定委員会資料」からなり、そのうち、「起案文」、「教員の指導力判定委員会出席者」、「要綱」を開示し、「教員の指導力判定委員会資料」については資料中のレジメのみを開示した。

これに対し、審査請求人は、教頭が判定委員会に付議されたかが分からないと主張するが、「教員の指導力判定委員会資料」にはこの教頭が含まれており、審査請求人が要求する文書に相違ない。

しかし、「教員の指導力判定委員会資料」は、以下の理由により不開示とした。

- 2 条例第7条第1号該当性について

「教員の指導力判定委員会資料」のうち不開示としたのは、次の4つの情報である。

- ・平成16年度指導観察者の措置、
- ・平成16年度長期特別研修研修員の措置、
- ・指導力不足教員の判定（新規）
- ・管理能力不足が疑われる管理職員の判定（研修報告）

これらの情報については、当該個人が公務員である場合において、公にすることにより、当該公務員の権利利益を害するおそれがあるので、条例第7条第1号に該当し、不開示とした。

- 3 条例第7条第6号該当性について

上記の4つの情報については、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるので、条例第7条第6号にも該当し、不開示とした。

- 4 「このものを北九州市教育委員会懲戒検討委員会（正しくは「北九州市教育委員会教職員懲戒等検討委員会」。以下「懲戒等検討委員会」という。）に付議することを起案した起案文書及びそれに添付したすべての文書」については、作成しておらず、取得もしていないため、保有していない。

- 5 以上のとおり、処分庁は、審査請求人の情報公開請求に適切に対応しており、本件処分は妥当なものである。

#### 第4 審査会の判断

##### 1 本件行政文書の概要等

- (1) 本件行政文書は、平成17年3月11日の判定委員会に付議され、分限処分降任の答申を受け措置された教頭(以下「本件教頭」という。)について、
- ア 判定委員会に付議することを起案した起案文書及びそれに添付されていた全ての文書、並びに、
  - イ 本件教頭について懲戒等検討委員会に付議することを起案した起案文書及びそれに添付した全ての文書である。

- (2) 本市では、北九州市立学校及び幼稚園において、指導力不足により児童、生徒又は幼児を適切に指導できない教員並びに管理能力不足が疑われる校長、園長及び教頭(以下「管理職員」という。)に対する指導及び研修について、「指導力不足教員等に対する指導及び研修要綱(平成13年4月10日施行、以下「研修要綱」という。)を定め、この研修要綱に基づき、教育委員会職員及び外部有識者で構成する「教員の指導力判定委員会」(以下「判定委員会」という。)を設置し、教員の指導力の状況について判定を行っている。

教育委員会は、指導力不足により適切に指導できない教員や管理能力が疑われる管理職員にその旨を告知し、程度に応じて、教育センターでの特別研修、校内における自己研修又は指導観察を行い、教員及び管理職員の資質能力の向上を図っている。教育委員会は、管理職員について、その研修又は指導観察が終了後、管理能力が改善していない場合、判定委員会を開催し、希望降任、自主退職又は分限降任の措置を検討する。

本件行政文書は、平成17年3月11日に開催される判定委員会に付議する内容を決定するために、起案し、決裁されたものである。

- (3) 本件行政文書のうち、本件教頭について判定委員会に付議することを起案した起案文書及びそれに添付されていた全ての文書として、処分庁は次の文書を特定している。
- ・ 「平成16年度 教員の指導力判定委員会への付議について」(以下「本件起案文書」という。)

本件起案文書は、以下の文書により構成されているが、イからケまでは起案文書の添付資料である。

- ア 起案文書
- イ 判定委員会出席者名簿
- ウ 判定委員会次第
- エ 教員の指導力判定委員会要綱
- オ 指導力不足教員等に対する指導及び研修要綱
- カ 平成 16 年度指導観察対象者の措置 関連資料
- キ 平成 16 年度長期特別研修研修員の措置 関連資料
- ク 指導力不足教員の判定（新規） 関連資料
- ケ 管理能力不足が疑われる管理職員の判定（研修報告） 関連資料

処分庁は、アの起案文書及びイからオまでの添付資料については開示しているが、カからケまでの添付資料については、条例第 7 条第 1 号及び第 6 号に該当するとして、いずれも不開示としている（以下「本件不開示情報」という。）。

なお、審査請求人は、処分庁が開示した行政文書だけでは、本件教頭が判定委員会に付議されたかどうかは確認できない旨を主張している。

しかしながら、当審査会において見分したところ、不開示とされた添付資料ケの中に本件教頭に係る事案が含まれており、本件起案文書が本件請求に係る行政文書に相違ないものと認められる。

- (4) 本件行政文書のうち、本件教頭について懲戒等検討委員会に付議することを起案した起案文書及びそれに添付した全ての文書については、処分庁は作成しておらず、取得もしていないため、保有していないという理由で不存在としている。

## 2 本件事案の争点

本件異議申立てにおける争点は、次の 3 点に要約される。

- (1) 本件不開示情報が条例第 7 条第 1 号に該当するか否か（争点 1）
- (2) 本件不開示情報が条例第 7 条第 6 号に該当するか否か（争点 2）
- (3) 本件教頭について懲戒等検討委員会に付議することを起案した文書が存在するか否か（争点 3）

## 3 条例第 7 条第 1 号該当性についての判断（争点 1）

### (1) 条例第 7 条第 1 号の構造

条例第 7 条第 1 号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の

情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、

「ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(中略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(これらの部分を公にすることにより当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。)」

のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならないと規定している。

## (2) 条例第7条第1号該当性

### ア 本号本文該当性

当審査会が本件起案文書を見分したところ、本件不開示情報は、判定委員会において、指導力不足により適切に指導できない教員及び管理能力不足が疑われる管理職員に対する指導又は研修の要否を判定するための基礎資料であることが認められる。本件不開示情報には、判定の対象である教員及び管理職員の所属、職名、氏名、年齢、指導又は研修の状況、措置案等が詳細に記載されており、これらはいずれも特定の個人を識別することができる情報と認められる。

したがって、本件行政文書に記載されている情報はいずれも、本号本文に該当する。

### イ 本号ただし書ア該当性

当審査会が本件処分を確認したところ、本件不開示情報に記載されている情報、すなわち、指導力不足により適切に指導できない教員及び管理能力不足が疑われる管理職員の所属、職名、氏名、年齢、指導又は研修の状況、措置案等については、いずれも公表されていない。

ところで、審査請求人が主張する「平成19年4月19日付け北九教学教第

80号(以下「旧決定」という。)で一部開示決定された文書」を見分したところ、文書中に本件不開示情報である添付資料ケと一部同じ内容の表が含まれており、以下の情報が開示されていることが確認され、本件処分と旧決定とでは判断が異なっているため、これらの情報のただし書アの該当性について検討する。

- ・ 表のタイトル
- ・ 日付
- ・ 表頭及び表側
- ・ 「番号」欄
- ・ 「研修・指導観察後の状況及び措置案」欄
- ・ 「職名」欄
- ・ 「年齢」欄
- ・ 「措置案の考え方」欄の各1行目

(以下、これらの情報をまとめて「旧決定開示情報」という。)

処分庁は、今回の不開示について、「旧決定に係る請求内容が『平成16年度に開催された判定委員会の開催年月日、判定委員会の会議に付された人数』であったので、人数を表すために、表を開示する決定となった。開示請求の趣旨によって、同じ文書であっても不開示部分が異なるものとする」と説明している。

しかしながら、同じ内容の文書を開示する場合であって、従前は開示していた部分を不開示とするときは、開示・不開示の判断基準や考え方を変更することなく、その後の処分で不開示とすることは、情報公開制度運用の安定性を欠くものであり、妥当でない。

処分庁に開示・不開示の判断基準の変更を確認したところ、旧決定開示情報のうち、管理職員の年齢については、公務員の職務遂行に係る情報に該当しないことから、平成22年9月以後、不開示情報に変更したが、その他の情報については、開示・不開示の判断基準に変更がないことが判明している。

したがって、本件請求は、平成22年4月5日であり、この時点では、判断基準に変更がない以上、旧決定開示情報はいずれも、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認められるので、本号ただし書アに該当し、開示されるべきである。

本件不開示情報のうち旧決定開示情報を除いた部分については、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、ただし書アに該当しない。

なお、今後、同じ内容の行政文書で開示・不開示の部分が異なることが判明した場合、統一されなければならないが、統一することにより判断基準が変更される場合には、その変更を合理的に理由付け、又は検証することができるよう、変更の経緯や理由を記録しておくことが望ましい。

このほかにも、審査請求人は、本件分限処分について、当時の教育長が平成 17 年 9 月の市議会本会議の一般質問で答弁しており、周知の事実である旨を主張しているが、当審査会で答弁内容を確認したところ、分限降任処分を行った理由の説明であり、判定委員会に付議されたことについては言及していないのであるから、公にされた情報ということとはできない。

また、審査請求人は、セクハラ・パワハラ行為をした市立学校の校長が懲戒処分された事案では、被害者の女性教員が何十歳代であるという事実まで発表しており、これでは被害者の個人情報を守られていないと主張し、一方、本件教頭の情報を個人情報であるという理由で不開示とした本件処分は恣意的で、公平性、透明性を欠くと主張している。

しかし、当審査会が教育委員会の記者発表資料を見分したところ、被処分者、処分年月日、処分の種類・程度、処分理由及び事案の概要（別紙）が報道機関に配布され、事案の概要の中に女性教諭の年齢が表記されているが、これは処分事案の事実関係を正確にするためのものであり、審査請求人が主張する個人情報の開示・不開示の問題ではないことは明らかである。

したがって、上記いずれの主張も、本件不開示情報の本号ただし書アの該当性を認めるに足るものとはいえず、理由がない。

#### ウ 本号ただし書イ該当性

本件不開示情報はいずれも、その内容及び性質から本号ただし書イには明らかに該当しない。

#### エ 本号ただし書ウ該当性

本号ただし書ウに規定する「その職務の遂行に係る情報」とは、公務員が行政機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における活動についての情報を意味し、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報を対象としている。

本件不開示情報に記載されている情報は、指導力不足により適切に指導できない教員及び管理能力不足が疑われる管理職員に対する指導又は研修の状況や成果、判定委員会における措置案等であり、これら教員及び管理職員の具体的な職務の遂行に係る情報であるとは認められない。

したがって、本件不開示情報はいずれも、本号ただし書ウに該当しない。

なお、職務の遂行に係る情報に該当しないとして、平成 22 年 9 月以後不開示とされた、管理職員の年齢に係る不開示の判断基準の変更の妥当性について検討すると、管理職員の年齢は、公務員の「個人に関する情報」ではある

が、当該個人の具体的な職務の遂行とは直接関連を有するものではなく、本号ただし書ウに規定する当該個人の「職務の遂行に係る情報」とは認められないので、判断基準の変更については妥当と言える。

オ 以上のことから、旧決定開示情報は、本号ただし書アに該当し、開示されるべきである。

本件不開示情報のうち旧決定開示情報を除いた部分については、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないので、不開示とすることは妥当である。

このほかにも、審査請求人は、開示を求めた書類について審査請求人である本件教頭が知る権利を有する個人情報である旨を主張している。

しかしながら、条例が定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求権を認める制度であることから、開示・不開示の判断に当たっては、開示請求者が本人であるか等についての考慮はなされないものであり、審査請求人の主張は認められない。

#### 4 条例第7条第6号該当性についての判断（争点2）

以下では、旧決定開示情報の本号該当性について検討する。

なお、本件不開示情報のうち旧決定開示情報を除いた部分については、条例第7条第1号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、不開示とすることが妥当であるので、本号該当性については判断しない。

##### （1）条例第7条第6号の構造

条例第7条第6号は、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、不開示とする情報の例示としてアからオまでを列挙しており、エでは、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障をおそれ」がある情報を掲げている。

本号は、市の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から、開示することにより、当該事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、不開示とすることを定めたものである。

##### （2）条例第7条第6号該当性

処分庁は、本件不開示情報を開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある旨を説明している。

しかしながら、本件不開示情報中の旧決定開示情報については、既に旧決定で開示されており、その後本件処分までの間、不開示情報該当性について判断基準の変更が行われていない以上、これらを開示しても、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、本件不開示情報中の旧決定開示情報については、本号に該当しないと認められるので、開示することが相当である。

#### 5 本件教頭について懲戒等検討委員会に付議することを起案した文書が存在するか否かについての判断（争点3）

本件教頭について懲戒等検討委員会に付議することを起案した文書を不存在としたことについて、処分庁は、「本件教頭について付議された平成16年度当時は、懲戒等検討委員会に付議する内容について起案していなかった。なお、平成19年度以降は、付議する内容について起案している。」と説明している。

当審査会の委員2名が教育委員会事務局に出向き、ファイリングキャビネット等の実地調査を行ったが、該当する文書の存在は確認できず、物理的に存在しないとわざるを得ない。存在しないものは開示することができないので、不開示処分を不当と判断することはできない。

しかしながら、重大な不利益処分である懲戒分限の程度の決定については慎重な手続が求められるところであり、本件教頭に対する懲戒分限の程度について懲戒等検討委員会に付議することの起案がなされていないということは、懲戒分限に関する処分の適正を図るという同委員会の設置目的に照らしても、疑義のあるところである。

処分庁におかれては、今後、懲戒分限処分の手続に疑念を持たれることのないよう、適正な対応が求められる。

#### 6 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他分限処分の手続的な不備等について主張しているが、いずれも当審査会の開示・不開示の判断を左右するものではない。

#### 7 審査会会長の回避について

中野会長から、審査請求人と利害関係があるので、本件事案の審査に加わるこ

とを回避したいと申出があった。審査会としても、審査の公正・中立性に疑義を受けないようにという申出の趣旨を尊重し、審査会委員の総意により、この申出を認めた。

したがって、同会長は、本件事案の審査には関与していない。

## 8 結論

以上のことから、当審査会は、処分庁の本件処分について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

以上

別表

行政文書の種類	開示すべき部分	
管理能力不足が疑われる管理職員の判定（研修報告） 関連資料	1 枚目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表のタイトル</li> <li>・ 日付</li> <li>・ 表頭及び表側</li> <li>・ 「番号」欄</li> <li>・ 「研修・指導観察後の状況及び措置案」欄</li> <li>・ 「職名」欄</li> <li>・ 「年齢」欄</li> <li>・ 「措置案の考え方」欄の各 1 行目</li> </ul>
	2 枚目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表のタイトル</li> <li>・ 日付</li> <li>・ 表頭及び表側</li> <li>・ 「番号」欄</li> <li>・ 「研修・指導観察後の状況及び措置案」欄</li> <li>・ 「職名」欄</li> <li>・ 「年齢」欄</li> <li>・ 「措置案の考え方」欄の各 1 行目</li> </ul>